

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	阿東篠生地区 (持坂東、持坂西、持坂開敷、牛人屋、上三谷、下三谷、榎谷、渡川、築地、千頭、大野、御堂原、親睦、橋本、細野、田代、中郷、上中郷、見附、文珠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 8月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状:

・阿東篠生地区は阿東地域の南部に位置し、生雲東分・篠目を範囲とし、阿武川中流域と同支流の篠目川等を擁する地域である。耕地面積174.9haのうち5割以上が担い手に集積されており、水稻を中心に、飼料米や飼料作物、放牧など土地利用型の農地利用が行われている。また新規就農者による夏秋トマトの栽培や、観光梨園、道の駅長門峡を拠点とした農産物販売など観光交流も盛んに行われている。

・地域の人口は、令和6年1月末時点で698名、新規就農者の参入もあるが、65歳以上人口が413名で高齢化率59.17%と高齢化が進み、担い手不足により農地の維持管理が難しくなっている。

課題:

①農業者の高齢化により、農用地を耕作管理継続していくことが困難。②山際で条件の悪い農地がある、また、河川及び主要幹線道が縦断しており団地的管理が困難。③水路や農道の維持が負担。④有害鳥獣の被害。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中心経営体は、優良農地の作業受託や農地集積、飼料米等の作付けによる生産コスト削減により経営安定を図る。また、山口市街地と接する利点を活かし、他地域からの就農受入について推進する。

・地域にある道の駅長門峡の販売力を活用し、果樹や多種多様な野菜の生産を拡大し、増収増益を目指す。

・新規就農者に対しては、生産技術や営農支援において、集落ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	227 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	227 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手との連携と、農地中間管理機構を通じた利用調整。 法人や認定農業者を中心に集積を図りつつ、分散錯圃の解消など利用調整による効率化を目指す。 未整備田については、補助対象の可否や今後の活用の可能性を見極め、取捨選択する。
相対による農地貸借契約ができなくなるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
主要な農用地については、圃場整備済であるが、必要に応じて、改良や再整備等を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者や新規就農者の育成・確保に向け、関係機関と連携して取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状で外部委託している共同防除作業等は引き続き委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①補助事業を活用し、鳥獣害防護柵を設置、管理する。 ②新規就農者による有機農業を見守る。 ⑤果樹(梨)の生産体制の継続を図る。 ⑨地区内外の畜産農家と連携し、放牧等に取り組む。				